

おしらせ版

4/15号

2008年
(平成20年)

観光文化会館自主事業 小椋佳「歌談の会」

観光文化会館 (☎28-5105)

とき 7月20日(日)、午後5時～
(開場は午後4時30分)

ところ 観光文化会館

入場料 4,500円 (全席指定席)

※入場券は、4月26日(土)・午前9時から、同館事務所・喫茶アイドル・相可屋楽器店・村林楽器伊勢店・松阪市民文化会館内喫茶花音・松阪村林楽器店・神戸屋楽器店・チケットぴあで販売します。



健康の日の啓発事業

「運動でからだ元気、こころイキイキ」

健康課 (☎27-2435)

みんなで楽しく体を動かし、運動不足を解消しましょう。

とき 5月11日(日)、午前9時30分～11時30分

ところ 中央保健センター

対象 市内在住の人

内容 講習 (ウォーキングの方法、ボールやタオルを使った運動)

講師 藤原由佳里さん
(運動インストラクター)

定員 30人 (先着順)

持ち物 運動ができる服装・靴 (下履きと上履き)、タオル、飲み物

申し込み 4月15日(火)から、電話で同課へ



下水道使用料・農業集落排水事業使用料業務の一部を民間事業者へ委託

上下水道部料金課 (☎42-1501)

4月から、下水道使用料と農業集落排水事業使用料の窓口業務と徴収業務の一部を、下記の民間事業者へ委託しています。

委託業者の職員は、制服を着用し、市が発行する身分証明書を携帯して業務を行います。

委託業者

株式会社タカダ中部支店
(名古屋市中村区椿町1番3-203)

※この委託業者は、すでに市の水道料金業務を受託しており、下水道使用料などの業務を併せて委託することにより、業務の効率化およびサービスの向上を図ることが出来ます。



委託業務従事者証 第〇〇号



株式会社タカダ

氏名 〇〇 〇〇

平成20年4月 1日交付

平成21年3月31日まで有効

上記の者は、伊勢市下水道使用料等及び農業集落排水事業使用料の窓口業務及び徴収業務委託従事者であることを証明する。

伊勢市長 〇〇 〇〇

印

ホストファミリーを募集

生涯学習・スポーツ課 (☎22-7891)

伊勢市スポーツ少年団本部では、海外の青少年とのスポーツを通じた交流や、相互の国際理解、伊勢市の情報発信を目的として、ドイツスポーツユース（ドイツスポーツ連盟青少年部門）の青少年（17歳～24歳）10人を迎え、日独交流事業を行います。



その一環として、日本の文化や生活などについての理解を深めるため、ホームステイを行います。

そこで、ドイツスポーツユースの青少年たちを受け入れていただける家庭を募集します。

と き 5月11日(日)～22日(木) [12日間]

申し込み 4月30日(水)までに同課へ

植栽を盗まないで！

都市計画課 (☎21-5509)

市では、まちや人々の心に潤いを与え、また、来訪者を「おもてなし」の心で迎えるため、地域の皆さんの協力を得て、「花と緑のまちづくり事業」を実施しています。

最近、心無い人により、植栽の盗難が相次ぎ、大変困っています。

このような行為は犯罪行為ですので、絶対にしないでください。また、盗難行為を見つけた人は、直ちに110番通報をしてください。



被害に遭った植栽

伊勢市史の刊行が遅れます

総務課市史編さん係 (☎21-5575)

3月末に予定していた伊勢市史「第8巻 民俗編」の刊行が、4月以降になりますのでご了承ください。

刊行の時期や販売価格については、改めてお知らせします。

警察官を募集

三重県警察本部警務課 (☎フリーダイヤル0120-333-247、津059-222-0110)

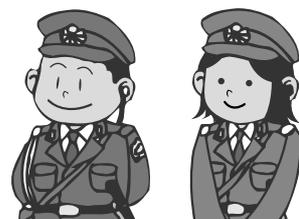
試験区分・採用予定数・受験資格 下表のとおり

採用予定日 平成21年4月1日

受け付け期間 4月28日(月)まで

第一次試験日 5月10日(土)・11日(日)

※詳しくは、三重県のホームページ (<http://www.pref.mie.jp/>) の「県職員採用」のコーナーをご覧ください。



試験区分		採用予定数		受験資格		
		三重県	大阪府	生年月日・性別	学歴	
警察官A	男性	約48人	約3人	昭和53年4月2日以降に生まれた男性	①大学（短期大学を除く）を卒業、または平成21年3月31日に卒業見込みの人 ②三重県人事委員会が①の人と同等の資格があると認められた人	
	女性	約2人	/	昭和53年4月2日以降に生まれた女性		
	語学	フィリピン語		約2人		昭和53年4月2日以降に生まれた人
		スペイン語		約2人		
		ポルトガル語		約2人		
	武道	柔道		約2人		
剣道		約2人				

※三重県と大阪府が共同して試験を実施するため、どちらかの府県を第1志望とすることができます。ただし、大阪府を第1志望にした場合は、第2志望を選択することはできません。

標準営業約款制度「Sマーク制度」

(財)三重県生活衛生営業指導センター (☎津059-225-4181)

標準営業約款制度は、消費者(利用者)の擁護を目的として、法律で定められた制度です。

厚生労働大臣が認可する約款(一定の決まり)に従って営業することを登録した理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店では、店頭「Sマーク」(右図参照)を掲げています。

登録店では安全・清潔・安心が保証され、信頼できる店を選ぶときの目安となります。



イベント掲示板

〔このコーナーに掲載しているイベントは、市が主催するものではありません。詳細については、各主催者に問い合わせてください。参加費などの記載のないものについて、入場・参加などは無料ですが、一部有料コーナーなどがある場合があります。〕

ほうしゅう

奉洲流詩吟道 第6回吟詠大会

奉洲流詩吟道総本部・濱口さん
(☎25-6261)

とき/4月26日(土)、午後6時～
ところ/伊勢河崎商人館・角吾座
内容/吟詠の発表、宗家・濱口奉洲さんによる映像を交えた吟詠ライブ

で愛ふれ愛 フェスティバル

いせハンドinハンド・酒徳さん
(☎22-0288)

とき/4月27日(日)、午前10時50分～午後4時30分
ところ/生涯学習センターいせトピア・多目的ホール
内容/民踊・日本舞踊・民謡・剣詩舞・着付け・大正琴・ウクレレ・フォークダンス・レクダンス・フラダンス・マジックの発表

春の花まつり

朝熊山麓に花を咲かす会・岩崎さん(☎29-4311)

とき/4月27日(日)、午前9時30分～
ところ/県営サンアリーナ・花の広場
内容/野外ライブ(子ども太鼓・コーラス・踊りなど)、記念植樹、ちびっ子コーナー(ヨーヨーつりなど)、飲食コーナーなど
※会場内は、ポピーやキンギョソウなど約250万本の花が咲き誇ります。

県指定無形民俗文化財

猿田彦神社の御田祭

御田祭奉祝委員会(☎22-2554)
とき/5月5日(祝)、午後1時～
ところ/猿田彦神社

ギター・朗読コンサート

茶kura茉莉店(☎36-7536)
とき/5月11日(日)・6月8日(日)、午後2時30分～
ところ/茶kura茉莉店(馬瀬町1022-2)
内容/遊去さんによるギター・朗読コンサート「やまなし」(宮沢賢治原作)
定員/各20人 入場料/1,000円(中国茶付き) 申し込み/電話で同店へ

春の鑑賞植物展

三重グリーンクラブ・笠谷さん(☎23-0334)

とき/5月10日(土)・11日(日)、午前9時～午後5時(11日は午後3時まで)
ところ/観光文化会館
内容/盆栽・古典植物・山野草などの展示

伊勢神宮奉納春ばら展

三重ばら会南勢支部・辻さん(☎24-9271)

とき/5月16日(金)～18日(日)、午前10時～午後4時
ところ/神宮会館(宇治中之切町152)
内容/切り花・鉢植えなどの展示

第47回南勢地区母親大会

南勢地区母親大会実行委員会(☎24-6913)

とき/5月18日(日)、①午前9時30分～正午・②午後1時～4時
ところ/観光文化会館
内容/①分科会(テーマは子育て、安心・安全な食卓、労働、介護、福祉、平和など)、②分科会報告・ギターと歌と語りによる道家桂さんの特別授業「一緒に考えてみませんか?子どもと社会」
参加費/500円
※託児できます。



家庭用太陽光発電システムの設置に補助

環境課 (☎21-5540)

対象設備・補助金額 下表のとおり

対象者 次の要件をすべて満たす人

- ・現在所有している家または新築する家に対象設備を設置する、または対象設備を設置した新築住宅を購入する
- ・平成21年3月31日までに設置工事が完了する
- ・三重県および伊勢市が行う普及啓発活動に協力する

申し込み 平成21年2月27日(金)までに、申請書(同課にあります)を同課へ持参

※申請書は、市のホームページ (<http://www.city.ise.mie.jp>) からダウンロードできます。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。ただし、4月中の申し込み件数が予算の範囲を超えた場合は、抽選します。



対象設備	補助金額
住宅用太陽光発電システム	12万円
住宅用太陽光発電システムと同時に設置するCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	4万円
住宅用太陽光発電システムと同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)	10万円
小型風力発電システム	12万円

石綿による健康被害の救済

三重労働局 (☎津059-226-2109)

伊勢労働基準監督署 (☎28-2164)

仕事中に石綿を吸い込んだことが原因で病気にかかり死亡した労働者の遺族は、労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づく遺族補償給付を受けることができます。

ただし、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。

時効により請求権利を失った人には特別遺族給付金が支給されます

石綿が原因で発症する中皮腫や肺がんなどの病気は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかるため、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気付かず、時効により、労災保険の給付を請求する権利を失ってしまう場合があります。

このことから、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、次の対象者には特別遺族給付金が支給されることとなりました。

対象者 平成13年3月26日以前に、石綿が原因で病気を発症し、死亡した労働者の遺族で、時効により、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人

※この給付金は、平成21年3月27日が請求期限となっており、それ以降は請求できませんので注意してください。

※仕事が原因で石綿による疾病に罹患し、現在療養している人は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付を受けることができます。

イベントカレンダー

4月27日(日) 13:00~

伊勢市活性化活動事業 活動報告会

(開催場所: 御園公民館)

【問い合わせ】市民参画交流課 (☎21-5549)

5月1日(木) 19:30~21:00

一日健康ウォーキング (勢田町コース)

(集合場所: 市役所前)

【保険料...10円】

【問い合わせ】生涯学習・スポーツ課 (☎22-7891)

〔このコーナーに掲載しているイベントは、市が主催・共催するものです。詳しくは、担当部署へ問い合わせてください。〕

5月10日(土)・11日(日) 10:00~16:00

伊勢楽市

(開催場所: 伊勢市駅前~外宮周辺)

【問い合わせ】観光事業課 (☎21-5566)

